UCHINA

うちなー健康経営宣言

第　2045　号
令　和 6　年　12　月　23　日 登録
令　和　　年　　月　　日 更新

代表者メッセージ

社員の「元気が一番！」企業の体力は元気あってこそ強化されます。心身ともに健康であることが元気の源です。社員と共に健康で永く喜んで働き、人生を明るく幸せに過ごすためにこれからも、健康経営を継続して取り組んでまいります。

取組事項

１．労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年１回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
２．健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
３．健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
４．従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
５．食生活の改善に取り組む
６．運動機会の増進に取り組む
７．禁煙や受動喫煙防止に取り組む
８．適正飲酒対策に取り組む
９．血圧管理に取り組む
10．感染症予防に取り組む
11．時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する
12．メンタルヘルス対策に取り組む
13．治療と仕事の両立支援に取り組む

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。